



謹賀新年

本年もよろしくお願ひ致します



◆ 『住宅耐震特別控除』の申告について

耐震補強工事を行いましたので、所得税の確定申告をすれば、所得税額から『住宅耐震特別控除額』の税額控除を受けることができます。

＜対象となる方＞

労住まきのハイツの所有者で、現在労住まきのハイツに居住しており、所得税を納めている方。（平成26年分の所得税からの還付）

＜住宅耐震特別控除額は最大で下記金額＞

4LDK：204,900円（耐震工事標準費用2,049,000円×10%）

3LDK：204,200円（耐震工事標準費用2,042,000円×10%）

- ・確定申告に必要な『住宅耐震改修証明書』は管理組合で用意しています。
- ・例年確定申告をされている方は、例年の申告内容に上記の住宅耐震特別控除額を記載してください。

☆ 下記の日程で住宅耐震特別控除の申告に必要な書類をお渡しします。

日時：平成27年1月10日（土） 9：30～12：00

平成27年1月13日（火） 9：30～12：00

場所：集会所く集い>

*上記日程以降は、管理事務所までお申し出ください。

★ 確定申告は平成27年2月初旬からです。

下記受領書に、号棟、号室、区分所有者名、を記入の上ご持参願ひます。



◆ 配当異議訴訟（裁判）判決

☆ 日時：平成26年12月25日（木）13：15から

法廷：大阪地方裁判所 第1009号法廷にて

判決主文：訴えを棄却する。（敗訴） 裁判費用は原告（労住まきのハイツ）の負担とする。との判決文言い渡しが有り。

★ 判決理由につき納得できない点もあり、対応策に付いて現在検討中。

◆ 空き駐車場のお知らせ

12月27日現在の空き駐車場番号は右の通りです。

申し込み・場所変更希望は管理員へお問い合わせ下さい。

9、19、44、63、73、89
113、202、207、417、
421、423、424

◆ 住民共同作業はお休みです ～ 植栽・環境整備委員会より～

冬の間3ヶ月間（12月・1月・2月）は共同作業はお休みします。

苦情・要望・意見 の受付について



苦情・要望・意見等のある方は、各棟の管理組合郵便受けへ投書、あるいは、各理事、又は管理人さんにお伝え下さい。理事会でフォロー致します。郵便受けに投函される場合には号棟・氏名を必ずご記入願ひます。

切り取り線

平成 27 年 月 日

受 領 書

管理組合法人 労住まきのハイツ

- ① 住宅耐震改修証明申請書
- ② 住宅耐震改修証明書

区分所有者

氏名

号棟

号